

議案第22号

大網白里市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
大網白里市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年2月20日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大網白里市国民健康保険条例（昭和35年条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に、「被保険者（第4条）」を「削除」に改める。

第1章の章名を次のように改める。

第1章 この市が行う国民健康保険の事務

第1条の見出し中「国民健康保険」の次に「の事務」を加え、同条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「法令」を「、法令」に、「この条例」を「、この条例」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第2条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に、「次の各号」を「、次の各号」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 削除

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。